

平成21年12月4日

署名活動への参加御礼と更なるご署名のお願い

(署名活動は終了しております)

日本東洋医学会会長 寺澤捷年

### 1) 歴史的経緯

11月11日(水)の行政刷新会議の事業仕分け作業で、「市販薬類似品」に関して「市販品類似薬を保険外とする方向性については当WGの結論とするが、どの範囲を保険適用外にするかについては、今後も十分な議論が必要である。」との結論が出されました。その時配布された「財務省が作った論点ペーパー」には、とくにゴシック体文字で、「湿布薬、うがい薬、漢方薬などは薬局で市販されており、医師が処方する必要性が乏しい」と明記されており、同様の内容が会議冒頭に発言されております。

このことは「明確な漢方薬の保険外し」を危惧するに十分な状況であると判断しました。と申しますのは、この問題は今に始まったことではなく、「漢方薬の保険はずし」は再三出でては消えてきた問題であり、平成5年には、日本東洋医学会が2週間で24万人、平成6年にも148万人の署名を集めております(平成6年12月9日・厚生大臣宛提出)。

一旦収まったかに見えた保険問題はここ数年再び厚労省関係者から示唆されるようになっておりました。今回の財務省の論点ペーパーはこうした経緯を引きずってのことであることは間違ひありません。これが「反対署名運動」に踏み切った根拠であります。

### 2) 財務省ペーパーの重要性

財務省論点ペーパーを読まれた「仕分け作業WG2のメンバー」の15人中11人が「市販品類似薬は保険外」とする案に賛成されました。確かにとりまとめコメントには「どの範囲を保険適応外にするかについては、今後も十分な議論が必要である」との意見もありますので、漢方に関して「保険給付からはずす」とも明らかにされておりませんが、逆に「はずさない」とも明らかにされておりません。各種疾病が「早期発見・早期治療」が最善であると同様に、上述した1)の経緯から、迅速な対応が必要であることは論をまちません。このような経緯を踏まえ、今回の署名運動を行ったという経緯でございます。

特に今回は15年前の署名の時点よりもさらに漢方薬が医療の現場に根付いていることから、医師だけの問題ではなく、広く医療、患者、市民という視線での署名が必要と考え、4団体による署名に踏み切ったものであります。

### 3) 厚生労働省の姿勢

長妻大臣はじめ厚生労働省からは、「漢方薬を保険適応から外すことはないだろう」という旨の発言が国民に向け行われておりますが、最終決定は厚労省の意見のみでは行われず、まだまだ懸念材料は尽きないところでございます。

#### 4) 政府の一括決定の危険性

政府筋からは、来年度予算編成には今回の刷新会議の決定を最大限重視する旨の発表が行われております。一度決定されてしまえば、その決定を翻すことは困難です。皆様におかれましては、今までの御支援を深く感謝するとともに、今後ともご署名に対する御理解・ご協力を賜れれば幸いです。

#### 5) 医療現場に定着した漢方治療

過敏性腸症候群、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病の各種合併症、原因不明の疼痛疾患、更年期障害など様々な不具合に医療用漢方薬は貢献しています。その他の種々の抗がん剤の副作用軽減にも極めて有効であり、その作用機序も一部が科学的に解明されています。また、消化管手術後の腸閉塞の発症を有意に低下させることも知られています。手術後の腸閉塞を予防する「大建中湯」の一ヶ月の医薬品費用は約5千円。腸閉塞の再度の手術となれば十数万円。患者様に与える苦痛や不安を考えると、漢方薬の果たしている役割は実に大きいと言わねばなりません。いわゆる「根拠に基づく医療」(EBM)も蓄積されつつあります。この様な成果が得られるのも医療の場で漢方薬が利用可能となっている成果です。

もう一点、指摘しておきたいことは、漢方薬の副作用の問題です。偽アルドステロン症、薬剤性肝障害、間質性肺炎が稀に起こります。従って漢方薬は医師の監視下で、適切に使用されなければならないのです。

#### 6) 署名運動の更なる展開

新年度の予算編成の日程から考え、署名活動を12月7日までを期限としております。(多少の延長も考えております)。電子署名については問題の指摘があることも予想されますが、来年度の予算編成の政治日程も勘案し、「国民の声」を短期間に集約するための非常手段です。ご理解をお願いいたします。

7) 日本東洋医学会は目下「公益法人」を目指し、準備中です。また専門医制度も確立しており、現在、約2500人に達しております。今回の活動の眼目は「国民の皆様に対し、より有効で、安全、しかも医療経済的にも有利である」との純粋な学問的視点からなされているものであること、また漢方薬と新薬を併用出来る国は日本が世界で唯一であることをご理解頂きたいと存じます。折角の両者共存の新たな機運が医学・薬学教育の中でも高まる中で、その治療手段を奪う今回の提言に強く反対する理由です。

以上